

入札の心得

(趣旨)

第1条 市が発注する建設工事の請負、建設工事に係る製造の請負及び調査、設計及び測量その他の業務委託に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「入札」という。）に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項は別に定めるもののほか、この心得の定めるところによる。

(参加資格の制限)

第2条 入札参加者は、次の各号の一に該当することとなった場合は、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項の規定に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。

2 前項各号の一に該当した者に対して行った入札の参加資格は、これを取り消す。

第3条 入札参加者が、次の各号の一に該当する者となり、又は、これに該当する者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用した場合は、その入札の参加資格を取り消す。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗悪にし、又は物件の品質若しくは数量に関して、不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は、公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なくして、契約を履行しなかった者

- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年以内において市長が定める期間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人又は代理人として使用する者

第4条 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、次の各号の一に該当することとなった場合には、直ちにその旨を申し出なければならない。

- (1) 代表役員等、一般役員等又は使用人が、談合、贈賄等の不正行為により逮捕又は公訴の提起をされたとき。
- (2) 業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の規定による勧告又は課徴金納付命令を受けたとき。
- (3) 埼玉県内で工事事故を起こしたとき。

2 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領別表第1又は別表第2の各号の一に該当する事実があった場合は、その入札の参加資格を取り消す。

3 入札参加者が、当該入札が執行されるまでの間に、経営、資産、信用の状況の変動により契約の履行がされない恐れがあると認められる事態が発生したときは、その入札の参加資格を取り消す。

（入札）

第5条 入札参加者は、刑法、独占禁止法、建設業法、地方自治法、同法施行令、入間市契約規則、その他関係諸法令等を遵守し入間市建設工事請負契約約款（業務委託の場合は、入間市業務委託契約約款）、工事説明書（業務委託の場合は、業務説明書）、設計図書（別冊の図面、仕様書及びこれらに対する質問回答書をいう。以下同じ。）、入札の心得及び公告又は指名通知書（以下「通知書」という。）記載事項並びに現場を熟知のうえ、入札しなければならない。この場合において疑義があるときは、質疑応答書により関係職員の説明を求めることができる。

2 入札参加者は、通知書で指示した時刻までに入札場所に出席しなければならない。入札時刻に遅れたり、連絡のない場合は、入札参加は認めず、失格とする。

3 入札参加者は、入札書に必要事項を記載し、入札者の住所、会社名、代表者名を記入し、代表者の印を押印（代理人が入札するときは、代表者名の下にその代理人の記名・押印）のうえ、これを封書にして入札箱に投入しなければならない。封筒には工事名（業務委託の場

合は、委託業務名）及び工事場所（業務委託の場合は、履行場所）並びに入札者の住所及び氏名を記載すること。

- 4 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、通知書において単価によるべきことを指示されたときはその指示による。
- 5 入札参加者が代表者である場合は、入札当日、本人であることを証明するため入札前に名刺を提出又はそれに代わる身分証明書等を提示すること。
- 6 入札参加者が代理人の場合は、代理人に当該入札に関する一切の権限を委任する旨を記載した委任状を提出しなければならない。
- 7 入札金額（消費税及び地方消費税は除く）に相当する入札金額見積内訳書（規定様式なし）を必ず持参し、初度入札時に提出すること。
- 8 仕様書、図面その他配布した資料等は、入札日に持参し、入札執行の完了後に落札者へ渡すこと。
- 9 入札は、入札執行者の指示に従い、静粛かつ厳正に行うこと。なお、会場内において携帯電話の電源は切っておくこととし、やむを得ず使用する場合は、入札執行者の許可を得ること。

（入札の辞退）

第6条 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、第8条第2項に規定する場合を除き、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札執行前にあつては、直接持参又は郵送（郵送については開札日の前日までに到着するものに限る。）して行う。
 - (2) 入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札を執行する者に直接提出して行う。

- 3 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、独占禁止法等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札書の書換等の禁止)

第8条 入札参加者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。

- 2 入札金額は、錯誤のないよう特に注意すること。桁間違いなどの錯誤や積算ミス、仕様書などの認識不足による入札金額の誤記入があったとしても、入札書投入後では一切訂正を認めず、有効な入札として取扱うこととする。

(入札の取りやめ等)

第9条 入札参加者が独占禁止法等に抵触する行為その他不正若しくは不穩の行動をなし、又は関係職員が入札の適正な執行を妨げる恐れがあると認めるとき等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

- 2 天災、地変その他やむを得ない事由により入札の執行が困難なときは、その執行を延期し、又は取りやめることがある。
- 3 入札参加者が1者であるときは、入札を執行しないものとする。ただし、次の各号の一に該当するときにあっては、この限りでない。

(1) 再度入札

(2) 一抜け入札において、先に開札した入札の落札者又は落札候補者がした当該入札への入札を無効としたとき

(3) 埼玉県電子入札共同システムを利用した一般競争入札

(入札の無効)

第10条 次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 入札参加者の押印のない入札書による入札
- (3) 記載事項を訂正した場合においては、その訂正箇所に押印のない入札書による入札
- (4) 入札書記載の金額、氏名その他必要な記載事項を確認できない入札
- (5) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (6) 入札保証保険締結により入札保証金の納付の免除を申請したもので、保険金額が所定の率に達しない者がした入札
- (7) 他人の代理を兼ねた者がした入札
- (8) 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札
- (9) 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- (10) 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札
- (11) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (12) 不正又は不誠実な行為による入札
- (13) 予定価格を事前公表した場合において、予定価格を超える入札
- (14) その他入札の条件に違反したもの

(入札書の取扱い)

第10条の2 提出された入札書は、開札前も含め返却しないこととする。入札参加者が連合し若しくは不穩の動きをなす等の情報があつた場合又はそれを疑うに足りる事実を得た場合には、入札書及び入札金額見積内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

(開札)

第11条 開札は入札終了後直ちに当該入札場所において、入札参加者を立ち合わせて行う。

(落札者の決定)

第12条 落札者は、予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格の入札をした者とする。ただし、最低制限価格を設けた場合においては、次により落札者を決定する。

(1) 最低制限価格を設けた場合

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格の110分の100の価格以上の価格をもって入札した者を落札者とする。

- 2 事後審査型一般競争入札においては、入札書比較価格の制限の範囲内で、有効な入札のうち、最低の価格の入札をした者を落札候補者とし、当該落札候補者に対する入札参加資格の確認を経て落札者を決定する。
- 3 落札者から落札辞退の申し出があったときは、次位の者を落札者とすることができる。
- 4 落札者が決定されたときは、その場で当該入札参加者に、その旨を通知する。
- 5 落札者が消費税及び地方消費税について免税事業者である場合は、落札決定後、免税事業者届出書を提出しなければならない。

(くじによる落札者の決定)

第13条 落札とすべき同額の入札をした者が、2名以上いるときは、直ちに当該入札参加者にくじを引かせ落札者を決定する。この場合、当該入札参加者は、くじを辞退することはできない。

- 2 前項の場合において、当該入札をした入札参加者が入札場所にいない場合、又はくじを引かない場合は、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 3 事後審査型一般競争入札においては、第1項及び第2項の「落札者」を「落札候補者」と読み替えるものとする。

(落札者決定の保留)

第14条 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、当該調査基準価格から消費税及び地方消費税を控除した価格未満の入札（以下「低価格入札」という。）があるときは、第12条の規定にかかわらず落札者の決定を保留し、入札執行を終了する。

- 2 前項の場合において、入札書比較価格の制限の範囲内の入札（低価格入札以外の入札にあつては、最低の価格の入札に限る。）の中に同額のものがあるときは、直ちに当該入札をした入札参加者に順位を決定するくじを引く順序を決めるくじを引かせ、その結果により順位を決定するくじを引かせ、順位を決定する。
- 3 前条第2項の規定は、前項の場合においてこれを準用する。

(再度入札)

第15条 初度入札において落札者又は落札候補者がいないときは、直ちに再度入札を行う。

2 再度入札に参加できる者は、初度入札に参加した者とする。ただし、再度の入札を行うとき、次のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することができず、入札の失格とする。

(1) 第10条に規定する無効の入札をした者

(2) 最低制限価格又は失格基準価格の110分の100の価格より低い価格の入札をした者

(3) 再度の入札をした場合において、前回の最低価格以上の価格で入札をした者

3 再度入札は2回までとする。

4 第1項の規定にかかわらず、入札前に当該予定価格を明示する場合においては、再度入札は行わず、落札者がいない場合は、当該入札を閉鎖する。この場合において、後日改めて行う入札には、当該入札参加者は参加することができない場合がある。

(不調時の取扱い)

第16条 再度入札において落札者がなかったときにおいて、再度入札の開札結果の発表に引き続き当該入札を閉鎖し、当該入札場所において直ちに、入札価格の低位二者による見積書を提出させ、見積額が入札書比較価格の範囲内で適当と認められたときは、当該見積りをした者を契約の相手方とする。

2 随意契約の相手方となることができる者に対して、見積書を提出するに当たり必要な事項を通知する。

3 前1項の規定により契約の相手方を決定したときは、その旨を契約の相手方に通知する。

(契約書等の提出)

第17条 落札者は、第12条又は第16条の通知を受けた日から7日以内に、建設工事請負契約書（業務委託の場合は、業務委託契約書。以下「契約書」という。）に記名押印のうえ、入間市建設工事請負契約約款（入間市業務委託契約約款）、設計図書及びその他契約に必要な書類を添付して、提出しなければならない。

2 落札者が、前項の期間内に契約の締結に応じないときは、落札の決定は効力を失う。

3 落札者が、契約締結日までの間に、入間市建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要領別表第1又は別表第2の各号の一に該当する事実があった場合は、当該契約を締結しない。

(契約の確定)

第 18 条 契約は、市長と、落札者が契約書に記名押印したときに確定する。

(市議会の議決を要する契約)

第 19 条 建設工事の請負契約であつて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 10 号）の定めるところにより、議会の議決に付さなければならない契約については、工事請負仮契約書を取りかわし、市議会の議決を得られた後に当該工事請負仮契約書を本契約書とみなす。

2 仮契約書の作成にかかる費用は、落札者が負担するものとする。

(異議の申立)

第 20 条 入札参加者は、入札後、この心得、契約書、設計図書及び現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(その他)

第 21 条 契約規則、契約約款、入札・契約に関する書式は、市のホームページに掲載する。

入間市公式ホームページ <http://www.city.iruma.saitama.jp/>

2 入札及び契約について定めのない事項については、その都度定める。

第 22 条 この心得に定める事項のうち電子入札について必要な事項は、入間市公共工事等電子入札運用基準によるものとする。

附則

この心得は、平成 15 年 7 月 4 日より施行する。

附則

この心得は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。

附則

この心得は、平成 16 年 10 月 1 日より施行する。

附則

この心得は、平成 26 年 3 月 24 日より施行する。

附則

この心得は、平成 26 年 6 月 10 日より施行する。

附則

この心得は、令和元年１１月１１日より施行する。

附則

この心得は、令和２年４月１日より施行する。

附則

この心得は、令和４年８月２２日より施行する。